

特定小型原動機付自転車に関する主な交通ルールについて

令和5年7月1日から道路交通法の一部を改正する法律が施行され、16歳以上の者であれば、特定小型原動機付自転車「電動キックボード等」について免許がなくても利用可能となりました。文部科学省の「学校安全ポータルサイト」安全利用に関する情報を掲載しましたので確認して下さい。

○通学および学校管理下での使用は禁止です。